

## 大虫小学校体育施設開放に関する確認事項

越前市立学校体育施設の開放に関する規則(平成17年10月1日 教育委員会規則第40号)に準拠する。  
上記規則及び大虫小学校体育施設開放管理運営協議会要綱、下記の確認事項を遵守しない場合は、使用を許可しない場合がある。

### 【使用規定について】

1. 学校・地区行事及びそのための準備・練習を優先する。
2. 体育館と校庭の両方を予約する場合は、体育館のみを使用する団体を優先する。
3. その他、使用方法等はその都度協議する。

### 【使用上の責任】

1. 学校体育施設利用申請書は、使用日・時間・責任者を明記し、前月の15日までに事務局(学校)に提出する。(記入の仕方は別紙参照)
2. 利用申請許可を得た利用目的以外に使用しないこと。
3. 使用後は、必ず清掃を実施し、ごみはすべて持ち帰ること。
4. 学校敷地内での火気使用、喫煙・飲酒は禁止する。
5. 日誌を正確に記入する。(使用時間・人数・責任者・施設、整備等の破損など)
6. 開錠・施錠する者は、カードキーを使用して鍵を取りだして体育館の解錠・施錠をする。
7. 使用後は、すみやかに返却すること。引き続き他団体が使用すること場合は、引継確認を行う。(当日の責任者) 次の団体が使用するとわかっている場合も、次の使用者が来ていなければ、必ずキーボックスに返却する。
8. スペアキーを作ることは、禁止する。
9. 施設・設備等に損害を与えたときは日誌に記入し、速やかに教頭にも事務局に連絡する。
10. 体育館と校庭の両方を予約している団体が体育館を使用しなくなった場合、体育館を使用する団体に、その旨を必ず連絡する。
11. 使用割当の変更等については、団体の責任者相互で調整する。
12. 災害時、大雪や豪雨等の荒天時、学校でのインフルエンザ等の蔓延時には、開放しない場合がある。
13. 学校敷地内に倉庫や用具等を10日以上設置または格納する場合は、すべての物の数量、大きさ、設置・格納場所を指定した用紙記入に申請し、学校長の確認を経て、市教育委員会で許可を得る。  
越前市財産管理規則(平成17年10月1日 規則第51号) 準拠
14. 学校敷地内に設置または格納した倉庫や用具等は常に整理整頓を心がけるとともに、安全な状態で管理する。安全な状態で管理できない場合は、ただちに使用者が撤去する。
15. その他、学校体育施設開放管理運営協議会からの指導事項等を遵守する。

## 【使用上の注意】

### ○共通（禁煙・ゴミ・駐車場等）

1. 校地内（体育館・校庭・その他の敷地内）は全面禁煙。交流試合等で来場した観覧者等も含め、使用責任者で禁煙の徹底を指導する。
2. 水分補給以外の校庭・体育館・敷地内での飲食は、原則禁止。
3. 使用后、使用責任者は、使用場所の手洗い場、トイレ等の止水を確認する。
4. ゴミはすべて持ち帰り。使用后、使用責任者は使用場所や駐車場とその周辺を再確認する。
5. 衣服や傘などの忘れ物は毎月最終週にすべて処分する。
6. 学校敷地外はすべて駐車禁止。公民館駐車場の使用禁止。
7. 校庭西側の道路での停車は危険のため、原則禁止。
8. 校舎の中庭駐車場については、学校職員専用のため使用禁止。使用を希望する場合は、その旨使用申請書に添付し許可を得る。

### ○体育館

9. 屋外が主となる競技において、シューズ、ボール等の用具については室内専用であることはもとより、屋外で使用する物と同形状で施設管理等の安全を損なう用具の使用は禁止する。
10. 使用備品等については、使用責任者が使用后確認し、使用前の状態に戻す。
11. 換気扇、電動暗幕の開閉についての指示は、スイッチボックスに貼紙等での指示に従う。
12. 電動暗幕を絶対に手で開けない。
13. 体育館のステージ及びギャラリーは使用不可・進入不可。使用したい場合は、その旨申し出て許可を得る。
14. 体育館内の壁面及びドア等にボール等を当てる行為の禁止。
15. 体育館の壁や床に傷や跡がつくような可能性がある用具等を設置及び配置は禁止。止むを得ず設置したい場合は、その対策等（※）を申請書に添付し許可を得る。

※跡がつきやすい場所にゴムマットを敷く、壁から離す等

### ○校庭

16. 砂場の砂及び赤土等のグラウンドへの撒布は禁止する。
17. グラウンドロープが切れないようにする。切れた場合は、原状復帰する。